

## 第6章 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策

### 1. 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

障害者等に対する理解を深めるための講座等を開催、差別解消のためのパンフレットの作成、ホームページ掲載等の広報活動を行います。

#### 【計画期間の実施方針及び見込量】

|             | 単位       | 見込       | 推計       |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|             |          | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 講座等の開催回数 | 3        | 3        | 3        | 3        |

#### (2) 自発的活動支援事業

障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な活動を支援します。

平成 29 年度からの新事業であるため、障害者等団体や自発的活動支援を行う団体への周知等、制度の啓発を積極的に行います。

#### 【計画期間の実施方針及び見込量】

|           | 単位      | 見込       | 推計       |          |          |
|-----------|---------|----------|----------|----------|----------|
|           |         | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 自発的活動支援事業 | 補助金交付件数 | 5        | 6        | 7        | 8        |

### (3) 相談支援事業

#### 【サービス内容】

| 事業項目              | 事業内容  |
|-------------------|---|
| 障害者相談支援事業         | 相談支援事業所において、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。                                 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。 |
| 住宅入居等支援事業         | 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。          |

#### 【計画期間の実施方針及び見込量】

|                              | 単位    | 見込       | 推計       |          |          |
|------------------------------|-------|----------|----------|----------|----------|
|                              |       | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 障害者相談支援事業<br>(基幹相談支援センターを含む) | 実施か所  | 4        | 4        | 5        | 5        |
|                              | 相談件数  | 11,600   | 12,100   | 12,600   | 13,100   |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業            | 実施の有無 | 有        | 有        | 有        | 有        |
| 住宅入居等支援事業                    | 実施の有無 | 有        | 有        | 有        | 有        |

#### 【確保の方策】

- 障害のある人及び家族からの相談に適切に対応できるよう、体制の整備に努めます。
- 相談支援専門員の確保と人材の育成を図り、相談支援体制の基盤強化に努めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者で判断能力が不十分な人について、財産管理や障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

#### 【計画期間の実施方針及び見込量】

|              | 単位     | 見込       | 推計       |          |          |
|--------------|--------|----------|----------|----------|----------|
|              |        | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 市長申立件数 | 5        | 6        | 7        | 8        |

## (5) 意思疎通支援事業

### 【サービス内容】

| 事業項目              | 事業内容  |
|-------------------|---|
| 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 | 聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、個人及びグループに対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。 |

### 【見込量の考え方】

- 平成 30 年度以降は、過去 3 年間を参考にし、平成 29 年度を基準に年 3% ずつ増加すると見込んでいます。
- 要約筆記者利用見込みは、36 件と見込んでいます。

### 【計画期間の実施方針及び見込量】

|                   | 単位   | 見込       | 推計       |          |          |
|-------------------|------|----------|----------|----------|----------|
|                   |      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 | 派遣件数 | 131      | 134      | 138      | 142      |

### 【確保の方策】

- 手話通訳者については、市内在住の登録通訳者を増やすための方法や支援を進めていきます。
- 要約筆記者については、聴覚障害者はコミュニケーションの手段を文字に頼っている方が多いこと、その手段の一つとして要約筆記通訳があることを広めていきます。

## (6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神障害者・難病患者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修の助成を行います。

### 【見込量の考え方】

- 種目により利用件数の変動がありますが、利用実績の伸びを踏まえ増加傾向を見込んでいます。

**【計画期間の実施方針及び見込量】**

|             | 単位   | 見込       | 推計       |          |          |
|-------------|------|----------|----------|----------|----------|
|             |      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 介護・訓練支援用具   | 利用件数 | 10       | 10       | 10       | 10       |
| 自立生活支援用具    | 利用件数 | 22       | 22       | 22       | 22       |
| 在宅療養等支援用具   | 利用件数 | 46       | 46       | 46       | 46       |
| 情報・意思疎通支援用具 | 利用件数 | 50       | 50       | 50       | 50       |
| 排せつ管理支援用具   | 利用件数 | 3,950    | 4,000    | 4,050    | 4,100    |
| 住宅改修        | 利用件数 | 4        | 4        | 4        | 4        |
| 合計          | 利用件数 | 4,082    | 4,132    | 4,182    | 4,232    |

**【確保の方策】**

○利用者のニーズに応じた品目等の見直しを行い、適切な給付に努めます。

**(7) 手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障害者等が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話奉仕員を養成するための2年間の講座を実施します。

**【見込量の考え方】**

○新規奉仕員の登録は、2年ごとになりますが、意思疎通支援事業の提供体制を確保するためにも、募集定員に対して半数以上の登録者数の増加を見込んでいます。

**【計画期間の実施方針及び見込量】**

|             | 単位    | 見込       | 推計       |          |          |
|-------------|-------|----------|----------|----------|----------|
|             |       | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 講座実施  | 有        | 有        | 有        | 有        |
|             | 参加者数  | 17       | 25       | 25       | 25       |
|             | 延登録者数 | 76       | 76       | 89       | 89       |

**【確保の方策】**

○手話奉仕員として活躍できるよう関係機関と協力して、活動の機会を増やします。

## (8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

### 【見込量の考え方】

○利用実績を踏まえ、横ばいで推移するものと見込んでいます。

### 【計画期間の実施方針】

|        | 単位   | 見込       | 推計       |          |          |
|--------|------|----------|----------|----------|----------|
|        |      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 移動支援事業 | 実施か所 | 14       | 14       | 14       | 14       |
|        | 利用人数 | 120      | 120      | 120      | 120      |
|        | 利用時間 | 4,712    | 4,800    | 4,800    | 4,800    |

### 【確保の方策】

○利用者の状況に応じた支援が図られるよう、供給基盤の充実に努めます。

## (9) 地域活動支援センター事業

地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供します。

### 【見込量の考え方】

○生活介護、就労系サービス等への移行も考慮し、利用人数は、横ばいで推移するものと見込んでいます。

### 【計画期間の実施方針】

|            | 単位   | 見込       | 推計       |          |          |
|------------|------|----------|----------|----------|----------|
|            |      | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 地域活動支援センター | 実施か所 | 6        | 6        | 6        | 6        |
|            | 利用人数 | 55       | 55       | 55       | 55       |

### 【確保の方策】

○利用者の状況に応じた日中活動の場の確保を図ります。

## 2. 任意事業

本市で実施している事業は、以下のとおりです。

### 【サービス内容】

| 事業項目                   | 事業内容  |
|------------------------|---|
| 訪問入浴サービス事業             | 家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。       |
| 日中一時支援事業               | 障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。 |
| 社会参加促進事業               | 障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。                   |
| 声の市報発行事業               | 文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に対し、音声による声の市報を配布します。                             |
| 成年後見制度普及啓発事業           | 成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図ります。  |
| 障害者虐待防止対策支援事業          | 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、体制を整備します。（市虐待防止センターで実施）          |
| 知的障害者職親委託              | 更生援助に熱意を持つ事業経営者などに知的障害者を一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。                   |
| 自動車改造・<br>運転免許取得費用助成事業 | 就労等のための自動車運転免許の取得や自動車改造に要する経費を助成します。                                  |

### 【見込量の考え方】

○日中一時支援については、報酬改定及び児童の利用者増により、増加を見込んでいます。

### 【計画期間の見込量】

|                    | 単位        | 見込       | 推計       |          |          |
|--------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|
|                    |           | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 訪問入浴サービス事業         | 利用人数      | 22       | 22       | 22       | 22       |
|                    | 利用回数      | 1,363    | 1,363    | 1,363    | 1,363    |
| 日中一時支援事業           | 利用人数      | 132      | 141      | 150      | 160      |
|                    | 利用回数      | 7,524    | 8,050    | 8,613    | 9,205    |
| 社会参加促進事業           | 補助金交付件数   | 10       | 11       | 12       | 13       |
| 声の市報発行事業           | 配布実人員     | 22       | 24       | 26       | 28       |
| 成年後見制度普及啓発事業       | パンフレット配布数 | 1,000 ※  | 500      | 300      | 300      |
|                    | 講座実施回数    | 1 ※      | 1        | 1        | 1        |
| 自動車改造・運転免許取得費用助成事業 | 助成金交付件数   | 12       | 12       | 12       | 12       |

※平成 29 年度は法人後見支援事業として実施

### 【確保の方策】

○成年後見制度の周知が必要であることから、平成 30 年度から成年後見制度普及啓発事業を実施し、積極的な啓発に努めます。